別紙3中「格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法」を「格付から債務区分を判定する方法（適格格付機関の依頼格付に基づく判定）」に、「地方団体」を「地方公共団体」に改める。

別紙4中「格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法」を「格付から債務区分を判定する方法（適格格付機関の依頼格付以外の格付に基づく判定）」に、「中堅企業格付け」を「中堅企業格付」に、「ＪＣＲ中堅・中小企業格付け」を「ＪＣＲ中堅・中小企業格付」に、「地方団体」を「地方公共団体」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省告示第百六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十七条第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準（平成二十年総務省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

総務大臣　山本　早苗

第一条中「第十五条第一号」を「第十七条第一号」に、「の定める」を「が定める」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「若しくは当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団（以下」を「（」に、「「組合等」を「単に「組合」に改める。

第二条中「第十五条第二号」を「第十七条第二号」に、「の定める」を「が定める」に改める。

第三条第一項中「第十五条第三号」を「第十七条第三号」に、「の定める」を「が定める」に改め、同項算式の符号中「組合等」を「組合」に改める。

第四条中「第十五条第四号」を「第十七条第四号」に、「の定める」を「が定める」に改め、同条算式の符号中「組合等」を「組合」に改める。

第五条中「第十五条第五号」を「第十七条第六号」に、「の定める」を「が定める」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省告示第七十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四十六回	四億六千六百四十三万円	四億六千六百十六万九千八百八十円
〃	第四十七回	二億八千九百三十一万円	二億八千九百十二万五千五百九十八円
〃	第四十八回	八千九百五十万円	八千九百四十四万二千九百五十八円
〃	第四十九回	三億四千四百三十万円	三億四千四百十万七千九百八十四円
〃	第五十回	二億五千七十五万円	二億五千六十三万百三十六円
〃	第五十一回	九千九百万円	九千八百九十五万二千六百七十八円
〃	第五十二回	三千二百四十二万円	三千二百四十万四千五百八円
〃	第五十三回	一億二千四百三十四万円	一億二千四百二十九万四百八十二円
〃	第五十四回	千二百二万円	千二百一万五千二百十八円
〃	第五十五回	九千三百二十三万円	九千三百十九万二千八百八十四円
〃	第五十六回	一億四千六百五十万円	一億四千六百四十四万千六百五十六円
〃	第五十七回	一億八百七十八万円	一億八百七十三万六千六百八十二円
〃	第五十八回	二億六千四百九十二万円	二億六千四百八十一万四千四百七十円
〃	第五十九回	一億九千八百五十万円	一億九千八百四十二万九百三十六円
〃	第六十回	一億二百六十万円	一億二百五十五万九千百三十四円
〃	第六十一回	一億八千九百八十万円	一億八千七百十二万四千三百八十八円
〃	第六十二回	九千百五十万円	九千百四十六万三千五百六十二円
〃	第六十三回	六千百一万円	六千九十八万五千七百円
〃	第六十四回	一億千五百三十七万円	一億千五百三十二万四千五十二円
〃	第六十五回	四千六百八十七万円	四千六百八十五万千四百一円
〃	第六十六回	五千三百十一万円	五千三百八万八千八百四十六円
〃	第六十七回	四億八百四十六万円	四億八百二十九万七千二百九十円
〃	第六十八回	四億七千五百八十三万円	四億七千五百六十四万四百五十四円
〃	第六十九回	一億二千万円	一億千九百九十五万二百三十三円
〃	第七十回	千百万円	千九十九万五千六百五十七円
〃	第七十一回	八百万円	七百九十九万七千二百八十三円
〃	第七十三回	五百五十万円	五百四十九万八千五百二十六円
〃	第七十四回	千五十万円	千四十九万七千七百四十五円